

3 ワンペーパー

(1) 給与に関するもの

- P. 21 特殊勤務実績簿について、規則で定められた部分と運用部分とが合体されていることを共通理解しました。
- P. 22 所得税と住民税との関係を確認するとともに、チェックポイントを共通理解しました。
- P. 23 昇給期に行政職の加算1について、研修しました。

(2) 旅費に関するもの

- P. 24 旅行諸費の支給区分について、再確認しました。

(3) 勤務・サービスに関するもの

- P. 25 勤務時間改正に伴う事務等について、研修及び共通理解をしました。
- P. 26 給料の調整額を受ける者の履歴書記載について、確認しました。

(4) 財務に関するもの

- P. 27 学校の総予算（人件費を含む。）から、生徒等に係る経費を分析しました。この資料を基づき学校だよりの記事としました。
- P. 28 平成20年度から磐田市は学校徴収金の取扱マニュアルを作成し、学校格差をなくした取扱いを目指しました。学校内の役割を明確にし、取扱いについて確認しました。

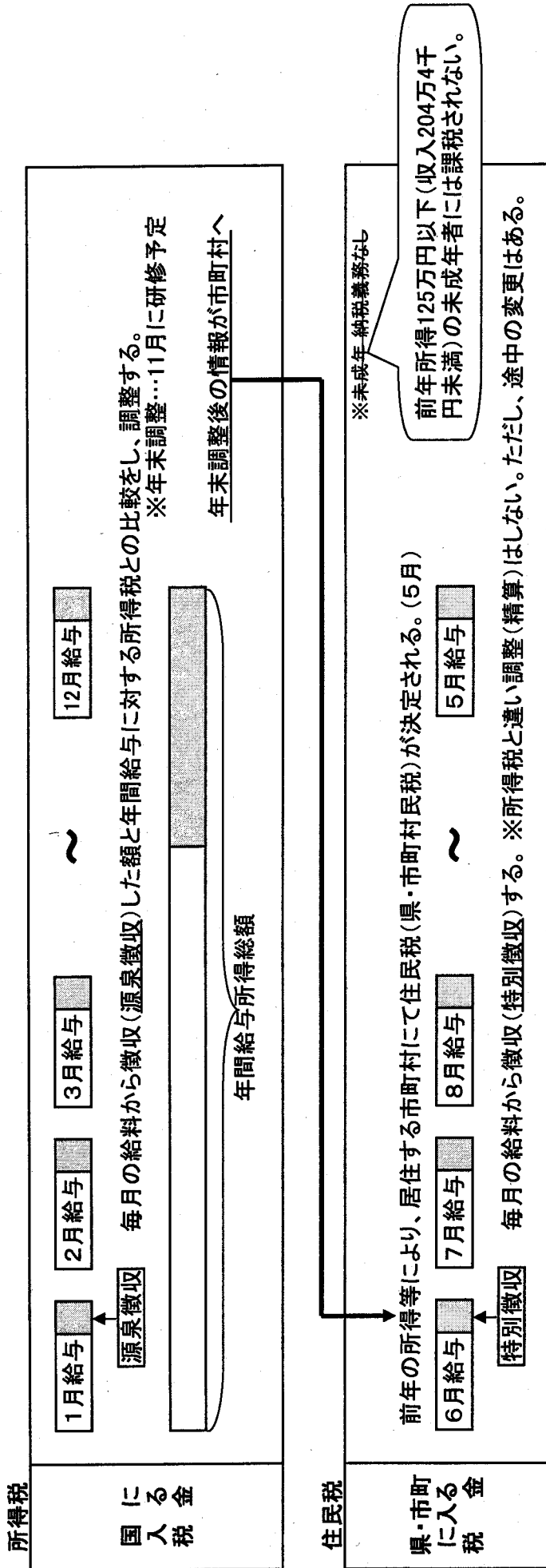
(5) 学校経営参画に関するもの

- P. 29 事務研が作成した「コスモスプラン」にある「人(MAN)、物(MATERIAL)、金(MONEY)、心(MIND)」の「4M」に、現在必要と考える「M」を加えて事務組織を提案しました。
- P. 30 学校評価の観点について、課題を提案しました。
- P. 31 夢に向かっての小目標シートを提案しました。

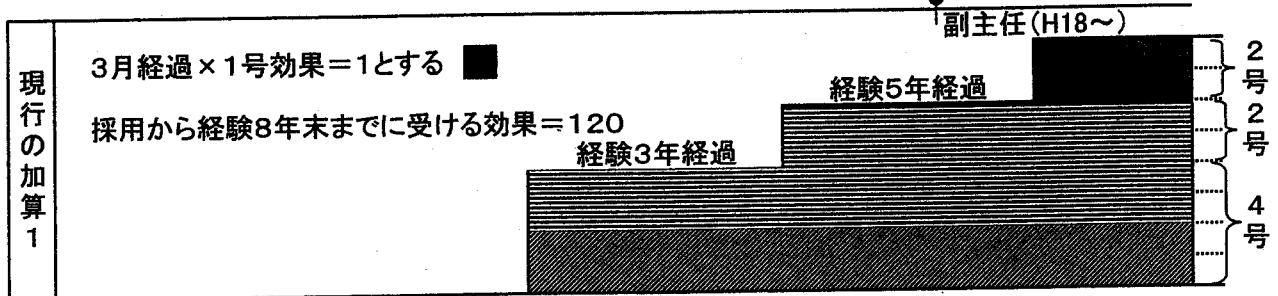
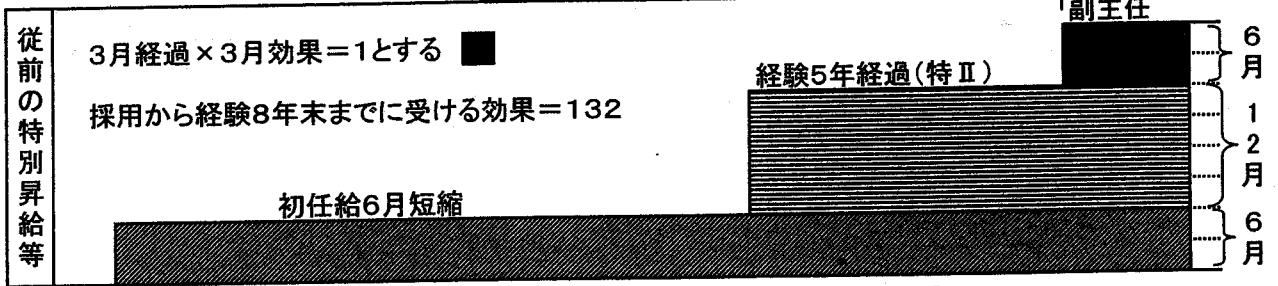
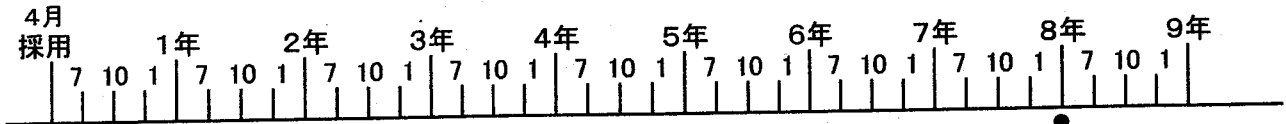
(6) その他事務処理に関するもの

- P. 32 書類の訂正方法について、共通理解しました。(資料裏面略)

所得税と住民税の仕組み(概要)



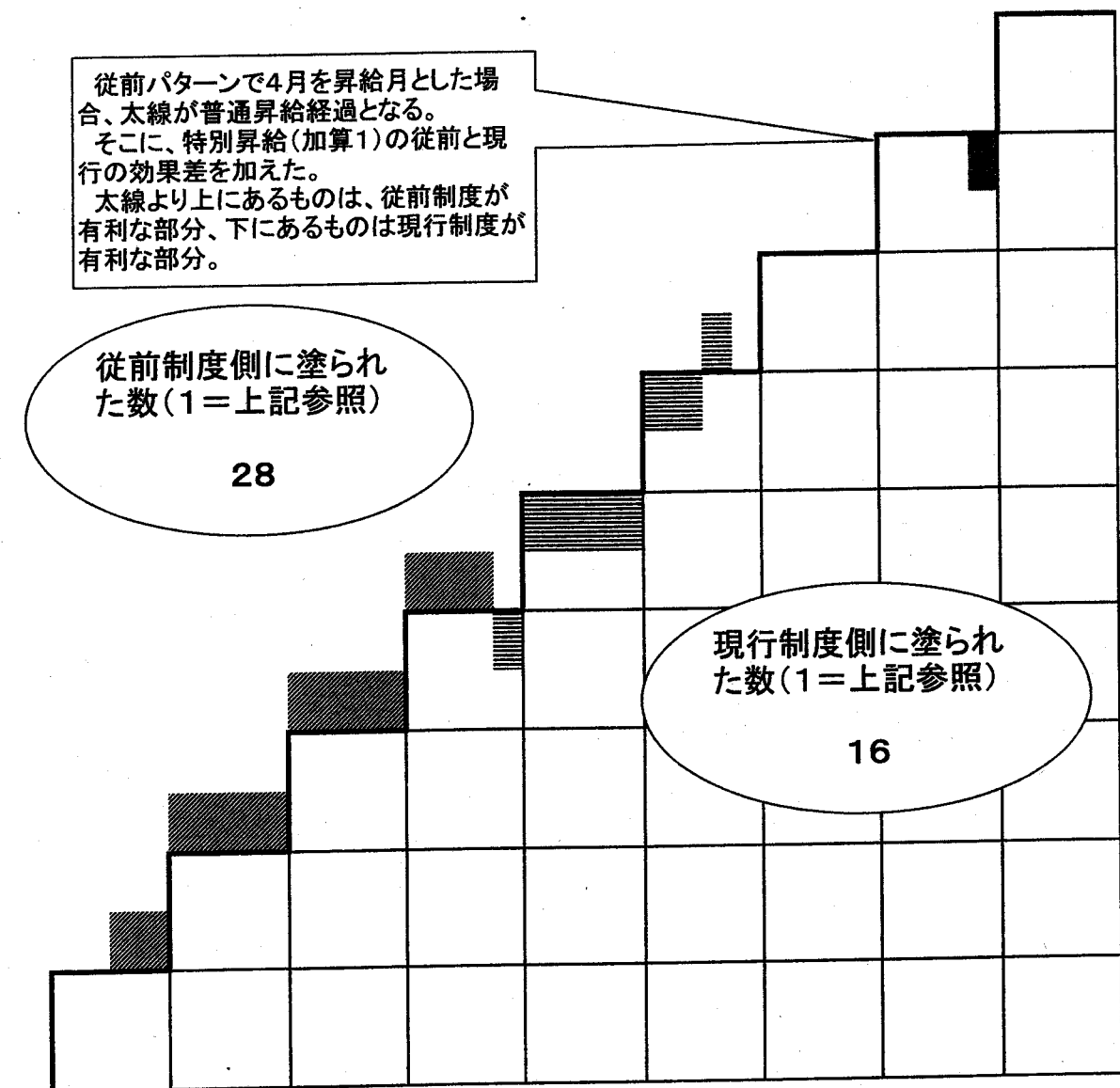
4大卒直採による比較



従前パターンで4月を昇給月とした場合、太線が普通昇給経過となる。
そこに、特別昇給(加算1)の従前と現行の効果差を加えた。
太線より上にあるものは、従前制度が有利な部分、下にあるものは現行制度が有利な部分。

従前制度側に塗られた数(1=上記参照)
28

現行制度側に塗られた数(1=上記参照)
16



旅行形態別旅行諸費支給額

No.	区 分	旅行形態		支給額
1	支給区分 (原則)		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	4km以内 0円 4km超 200円 県外 800円
2	県内4km以上の地を通過		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	4km以内 0円
3	県外を通過		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	4km超 200円
4	目的地が 県内・県外		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	県外 800円
5	目的地が 4km未満の県外		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	県外 800円
6	自宅発着 (目的地4km未満)		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	4km以内 0円
7	自宅発着 (目的地4km以上)		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	4km超 200円
8	自宅発着 (目的地 県外)		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 県内 県外 </div>	県外 800円

- ・学校(在勤庁)から見てどういう旅行かによる。
- ・経路ではなく目的地で判断する。

勤務時間の改正に関する通知等の概要

区分	通知等	勤務・服務	給与関係
人事委員会勧告	H20.10.10 職員の給与等に関する報告及び勧告	勤務時間短縮について報告	※網掛けは教育職関係
条 例	H21.3.27教総第481号の2「職員の給与に関する条例等の一部改正について」(別紙1 勤務時間条例の改正)	日 8時間 → 7時間45分 週 40時間 → 38時間45分 施行日 H21 10月～ (教育職 H22 4月～)	給与条列の等の一部改正 再任用職員の勤務時間について準じた改正 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条列の一部改正 半日勤務の廃止に伴う改正(H22.4.1)
規 則	H21.9.1教総第272号の3「職員の給与に関する規則等の一部改正について」 別紙1 給与規則の改正 別紙2 勤務1時間当たりの給与額算出に関する規則の改正 別紙3 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正 別紙4・5 併う改正		再任用職員の規定を改正 時間単価 $A = \text{給料月額} \times \frac{125}{(A+A \times 0.04) \times 12} \times \frac{125}{40 \times 52 - 8 \times 19} \rightarrow \left[\frac{(A+A \times 0.04) \times 12}{38.75 \times 52 - 7.75 \times 19} \times \frac{125}{100} \right]$
	H21.9.16 警教学第732号 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う勤務時間等の取り扱いについて」	勤務時間の割り振りは、終了時刻を短縮することが望ましいとされた。 年休残日数等について取扱が示された。	昇給、期末勉手当に関する改正 … 除算計算
	H21.9.2 警教学第661号 「磐田市立小・中学校処務規程の一部改正について」	一般職の休暇簿の様式改正	
	H21.9.16 警教学第731号 「磐田市に勤務する静岡県教育委員会臨時的就職員の勤務時間等取扱要領の一部改正について」	臨時的任用教職員の休暇簿の様式改正	
	H21.9.18 教総号外(県教委教育総務課長) 「週休日の振替え及び休日の代休日の指定に関する取扱いについて」	勤務時間改定日(10月1日)を前後して行われる週休日の振替え等の取扱	
	H21.9.28 事務連絡(市教委学校教育課長) 「勤務時間割振り実施届の提出について」	事務・栄養職員の勤務時間改定日(10月1日)以降の勤務時間割振りについて市教委へ提出	

<今後の事務>

- 21. 10. 1 休暇簿様式変更(教育職除く)
※残日数の転記は、随時まで
- 22. 1. 1 新年の休暇簿作成(教育職も新様式)
※繰越残日数の転記は、且まで
- 22. 4. 1 新勤務時間割振り実施
- 22. 4. 1 特殊勤務実績簿 新様式で作成

特別支援学級担当者等の給料の調整数 履歴書への記載パターン

2/33

年度末異動			異動後	
区分	異動等パターン	年度末記入	特別支援学級担当	担当外
特別支援学級担当	A市 → A市	「しない」辞令	「支給」辞令	-
	A市 → B市	-	「支給」辞令	-
	同一校 継続	-	-	-
	同一校 担当外	「しない」辞令	-	-
	退職	-	-	-
担当外	ALL	-	「支給」辞令	-



〔静学提四四〕

一二七五

19 特別支援学級担当者等の給料の調整額の記載について

昭和32年4月1日以降特別支援学級担当者等については、給料の調整額が支給されるようになった。

「特別支援学級担当教員の給料の調整額支給決定調書」が通知されるので、その都度漏れなく記入すること。

- (1) 昭和32年4月1日以降
「中小教〇等級〇号給を給する
調整額〇〇円を給する」
(黒書, 朱書とも)
- (2) 昭和42年4月1日以降
P 1310 参照
- (3) 昭和43年4月1日以降
「給料月額100分の8の給料の調整額を支給する」
- (4) 昭和55年4月1日以降4月24日の間
P 1334 参照
- (5) 昭和55年4月25日以降
(例) 「調整数2の給料の調整額を給する」 ← 「支給」
- (6) 給料の調整額が支給されなくなった場合
「給料の調整額は支給しない」 ← 「しない」

※ 次の場合は記入を要しない

- (1) 退職の場合 (地教委を越えて転出した場合を含む)
- (2) 前年度に引き続き支給された場合 (同一校の場合のみ)

(別紙様式2)

特別支援学級担当教員の給料の調整額支給決定調書

所属コード 00005/0152

平成20年4月1日現在

学校名 磐田市立南部中学校

職名	職員番号 氏名	給料	調整数	特別支援学級担当 (非担当)日	特別支援学級 担当時数	普通学級 担当時数	担当学級の学年別編成人数						備考	※ 合否		
							1	2	3	4	5	6			計	
教諭	██████████	2-██	2	20・4・1	18	4		1						1	情緒	◎
教諭	██████████	2-██	2	20・4・1	19	4	4							4	知的障害	◎
教諭	██████████	2-██	2	20・4・1	19	0	3	3						6	知的障害	◎
		-	2													
		-	2													

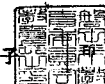
上記のとおり内申します。
平成20年4月1日

(学校長)



(市町教育長)

磐田市教育長
山田素子



上記のとおり確認し決定する。
平成20年4月8日

静岡県教育委員会

注 1) 正2部を教育事務所長あて提出すること。
2) ※印欄は記入しないこと。

75

